

三鷹市生涯学習自主グループ保育支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、コミュニティの創生に資する地域の課題について主体的な学習及び活動（以下「学習等」という。）を行う市民で構成される自主グループに所属する子育て中の構成員を支援するため、一時保育を提供することを目的とする。

(対象自主グループ)

第2条 対象とする自主グループは、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 三鷹市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）で学習等を行う市民で構成される自主グループであること。
- (2) コミュニティの創生に資する家庭、生活、福祉等の地域の課題について主体的な学習等を継続的に実施する自主グループであること。
- (3) 一般市民に開かれた自主グループの学習等であること。
- (4) レクリエーション、娯楽及び技術の習得を目的とした学習等並びに公序良俗に反する行為を行う自主グループは除くものとする。
- (5) 学習等に要する会議室等は、自主グループが予約する。

(一時保育の条件)

第3条 一時保育は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習センターで行われる自主グループの学習等に付随して行われる一時保育であること。
- (2) 保育児の対象年齢は1歳児から就学前までとする。
- (3) 1回の募集につき、保育児の定員は5人（そのうち1歳児は2人）までとする。
- (4) 1月の募集につき、利用回数は4回までとする。

(申込)

第4条 生涯学習自主グループ保育支援事業（以下「本事業」という。）の利用を希望する自主グループの代表者は、生涯学習自主グループ保育支援事業応募申請書（様式第1号）、自主グループ活動紹介書（様式第1号の2）、当該年度の事業計画書（様式第1号の3）、会員名簿（様式第1号の4）に必要な事項を記入のうえ、市長の指定する日までに申込みものとする。

(決定)

第5条 市長は、応募内容を審査のうえ、予算の範囲内で本事業の対象となる自主グループを決定し、生涯学習自主グループ保育支援事業利用決定通知書（様式第2号）を当該自主グループの代表者に交付する。

(一時保育利用申請)

第6条 本事業の利用承認を受けた当該自主グループの構成員のうち保育を希望する者は、生涯学習自主グループ保育支援事業利用申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 一時保育の対象となる保育児が、1回の募集つき定員を超えた場合は、抽選とする。

(実績報告)

第7条 本事業を利用した自主グループは、事業終了後、速やかに生涯学習自主グループ
保育支援事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出する。

(所管)

第8条 本事業は、スポーツと文化部生涯学習課が所管する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。